

○千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年7月17日条例第19号）

千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和六十年七月十七日  
条例第十九号

改正	昭和六三年	三月二八日	条例第一八号	平成	七年一〇月一三日	条例第六四号	
	平成一五年	三月	七日	条例第二四号	平成一七年	二月二二日	条例第二一号
	平成一七年	七月二二日	条例第五六号	平成一七年	一月二〇日	条例第一〇八号	
	平成二〇年	三月二八日	条例第一〇号	平成二四年	三月二三日	条例第一〇号	
	令和二年	三月二三日	条例第一六号				

千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第四十八条第一項の規定により、浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるものは当該各号に定めるとおりとするほか、法の例による。

- 一 浄化槽保守点検業 浄化槽の保守点検を行う事業をいう。
- 二 浄化槽保守点検業者 次条第一項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

（登録）

第三条 県の区域内（千葉市、船橋市及び柏市の区域を除く。）において浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 前項の規定により第一項の登録の更新の申請があつた場合において、前項の期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 4 前項の場合において、当該登録の更新がなされたときは、その登録に係る第二項の期間は、従前の登録に係る同項の期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

一部改正〔昭和六三年条例一八号・平成一五年二四号・一七年一〇八号・二〇年一〇号〕

（登録の申請）

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 営業所の名称及び所在地
  - 三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
  - 四 浄化槽保守点検業を営もうとする区域（以下「営業区域」という。）が所在する市町村（千葉市、船橋市及び柏市を除く。以下同じ。）の名称
  - 五 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が担当する区域の市町村の名称
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
    - 一 申請者が第六条第一項第一号から第六号までに該当しないことを誓約する書面
    - 二 第九条第二項に規定する器具の明細を記載した書類
    - 三 その他規則で定める書類及び図面

一部改正〔昭和六三年条例一八号・平成一五年二四号・二〇年一〇号〕

（登録の実施等）

第五条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒

否する場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を当該申請者及びその者に係る営業区域が所在する市町村の長に通知しなければならない。

3 何人も、知事に対し、登録簿の閲覧又は謄本の交付を請求することができる。

（登録の拒否）

第六条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法の規定若しくは法に基づく処分又はこの条例の規定若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第十二条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないもの

四 第十二条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

五 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 第九条第一項又は第二項に規定する要件を欠く者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例五六号・二四年一〇号〕

（変更の届出）

第七条 浄化槽保守点検業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第五条第一項及び第二項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

（廃業等の届出及び登録の失効）

第八条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

五 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

2 浄化槽保守点検業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その者に係る第三条第一項の登録は、その効力を失う。

一部改正〔平成一七年条例二一号〕

（浄化槽管理士の設置等）

第九条 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、その登録に係る第三条第二項の期間ごとに、第一項の規定により置く浄化槽管理士に対し、規則で定める研修の機会を確保しなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検を行うこととし、その結果、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに、その旨を

当該浄化槽の浄化槽管理者及びその者が当該浄化槽の清掃について連絡をとっている浄化槽清掃業者がある場合にあっては当該浄化槽清掃業者に通知するものとする。

一部改正〔令和二年条例一六号〕

(標識の掲示)

第十条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十一条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとにその業務に関する帳簿を備え、規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第十二条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。
  - 二 第六条第一項第一号、第三号、第五号又は第六号のいずれかに該当することとなつたとき。
  - 三 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - 四 第九条第一項から第三項までの規定に違反したとき。
  - 五 法第十二条第二項の命令に違反したとき。
- 2 知事は、前項の規定による命令を行う場合には、千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 4 知事は、第一項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、遅滞なく、その旨を当事者及びその者に係る営業区域が所在する、又は所在した市町村の長に通知しなければならない。

一部改正〔平成七年条例六四号〕

(登録の消除)

第十三条 知事は、浄化槽保守点検業者の登録が効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

2 知事は、前項の規定により登録を消除した場合においては、その理由を示して、遅滞なく、その旨を当該浄化槽保守点検業者であつた者に係る営業区域が所在した市町村の長に通知しなければならない。

(報告徴収、立入検査等)

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

- 2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、当該職員に、浄化槽保守点検業者の営業所その他の浄化槽保守点検業の用に供される施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第十五条 第三条第一項又は第二項の規定により登録を受けようとする者及び第五条第三項の規定により登録簿の謄本の交付を請求しようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- 二 不正の手段により第三条第一項の登録を受けた者

三 第十二条第一項の規定による命令に違反した者

第十八条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第九条第三項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者

二 第十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から起算して三月間は、この条例の規定にかかわらず、浄化槽保守点検業を営むことができる。その者がその期間内に第三条第一項の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。

3 第九条第三項の規定の適用については、昭和六十年十月一日から昭和六十二年六月三十日までの間、同項中「若しくは実地に」とあるのは「若しくは」とする。

附 則 (昭和六十三年三月二十八日条例第十八号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和六十三年三月規則第二十号で、同六十三年四月一日から施行)

附 則 (平成七年十月十三日条例第六十四号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年三月七日条例第二十四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 船橋市の区域におけるこの条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十七年二月二十二日条例第二十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年七月二十二日条例第五十六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年十二月二十日条例第百八号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第三条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。)を受けている者又はこの条例の施行前にした登録の申請に基づきこの条例の施行後に同条第一項の登録を受けた者(登録の更新の場合にあっては、この条例の施行後に登録に係る同条第二項の期間(以下「有効期間」という。)が満了する者を除く。)の当該登録に係る有効期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十年三月二十八日条例第十号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

5 柏市の区域におけるこの条例の施行前にした行為及び前三項の規定によりなお従前の例によるこ

ととされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年三月二十三日条例第十号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月二十三日条例第十六号）

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十九年四月一日までに改正前の千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けた浄化槽保守点検業者（同条第四項の規定の適用を受ける者であって、その者の更新を受けた登録に係る同条第二項の期間の起算日が平成二十九年四月一日以前であるものを含む。）であって、この条例の施行の日において引き続き当該登録に基づき浄化槽保守点検業を営んでいるものについては、この条例の施行の日から当該登録に係る同条第二項の期間が満了するまでの間、改正後の千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第九条第四項の規定は、適用しない。